

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

密輸による税の免脱と連邦通信詐欺法の適用

— Pasquantino v. United States, 544 U.S. 349 (2005) —

I はじめに

本件は、合衆国からカナダへのアルコール飲料の密輸によるカナダの税の免脱において、その計画段階における合衆国の州際通信の利用が、連邦通信詐欺法 (wire fraud statute, 18 U.S.C. §1343. 以下、「本法」という) 違反に問われた事案である。

本法は、州際通商又は外国通商における「通信コミュニケーション (wire communication)」等を利用した「詐欺的行為のあらゆる計画又は策略 (scheme or artifice to defraud)」ないし「虚偽又は詐欺的な見せかけ、陳述、あるいは約束による金銭又は財産 (money or property) の取得」を禁じている。郵便利用に係る同様の行為を禁じる、連邦郵便詐欺法 (mail fraud statute, 18 U.S.C. §1341) については、文言の不明確性からその合憲性が争われており、特に、「詐欺的行為」の客体の範囲を巡って議論がある⁽¹⁾。この点、本法も同じ問題を抱えているといえる。

(1) この点、McNally v. United States, 480 U.S. 350, 356-60 (1987) は、州の職員が保険代理店契約の見返りに報酬を受け取ったという事例において、財産的権利を客体とすべきとして原审の有罪判決を破棄した。しかし、その後、「誠実な職務という無形の権利 (the intangible right of honest services)」を客体に含む定義規定 (18 U.S.C. §1346) が導入された。門田成人「アメリカにおける刑罰法規解釈の一現代的側面について (一)」島大法學第35巻第1号 (1991年) 139頁以下、同「アメリカにおける刑罰法規解釈の一現代的側面について (二) (完)」島大法學第35巻第3号 (1991年) 195頁以下、同「G・S・ムーア『郵便詐欺と無形の権利理論—われわれを監視するのは誰か』の紹介」島大法學第39巻第4号 (1996年) 259頁以下参照。

本件においては、本法の構成要件該当性に加え、いわゆる「歳入準則 (revenue rule)」との関係で、本件のように、結果として他国による税の徴収を保証することになる場合には訴訟が禁じられるのではないか、という点が争われた。連邦控訴裁判所間における対立の中で、連邦最高裁として初めて判断を下した点に、本判決の意義がある。

II 事案の概要

上告人カール・J・パスクアンティーノ、デイヴィッド・B・パスクアンティーノ、及び、アーサー・ヒルツは、合衆国からカナダへの大量のアルコール飲料密輸計画を遂行した。パスクアンティーノらは、ニューヨーク州において、メリーランドの販売店から電話でアルコール飲料を注文し、それを車で運ぶためにヒルツほかを雇った。運転手達は、車にアルコール飲料を隠し、税関職員にそれを申告せず、税の支払いを免れた。

以上のような事実関係の下、上告人らは、本法違反の罪で起訴された。連邦地方裁判所は、上告人らに有罪判決を下した。これに対して、上告人らは、本件訴訟が、連邦裁判所にカナダの税法について審理することを求めるものであるから、歳入準則に違反していると主張し、控訴を申し立てた。

第4巡回区連邦控訴裁判所は、歳入準則があらゆる意味での外国の税法の承認を禁じているとはいえないとし、先例との関係でも、同準則の実質的根拠からも、本件訴訟は排除されないとし、有罪判決を是認した⁽²⁾。なお、上告人らは、税の徴収に係るカナダの権利は、本法における「金銭又は財産」ではないとも主張したが、退けられた。

III 判決の要旨

法廷意見は⁽³⁾、大要、以下のように述べて、原判決を維持した⁽⁴⁾。

(2) United States v. Pasquantino, 336 F.3d 321 (4th Cir. 2003).

(3) Pasquantino v. United States, 544 U.S. 349 (2005). トーマス裁判官が執筆し、レンキスト長官、スティーヴンス、オコナー、ケネディ各裁判官が同調した。これに対して、ギンズバーグ裁判官が反対意見を執筆し、ブライヤー裁判官が同調、スカリア、スーター各裁判官が一部同調した。

(4) 本判決について検討した文献として、Joshua Shore, *The Pasquantino*

輸入したアルコール飲料に係る未徴収の税に関するカナダの権利は、カナダ政府にとって「なにか価値を有するもの (something of value)」であり、このような「価値ある権利 (valuable entitlement)」は、「財産」といえる。上告人らは、アルコール飲料を隠して輸入し、税関でそれを申告しなかった。これにより、カナダの税関職員に申告すべき物品がないと説明したことになるので、密輸物品について支払われるべき税に対する「詐欺的行為の計画又は策略」が認められる。

本法は、充分に確立された歳入準則の価値を減じない。本法制定当時の先例は、同準則が、外国の税収に対する詐欺的行為の計画についての訴訟を禁じていると判示していない。本件は、合衆国によって、国内の犯罪処罰のために主権の範囲内において提起された刑事訴訟であり、上告人らが挙げる、間接的に外国の税法の執行となる訴訟を禁じるために同準則が適用された事例とは異なる。前者の目的が詐欺的行為の抑止と処罰であるのに対して、後者の目的は、外国の税請求に対して支払われるべき金銭の徴収であった。したがって、本件訴訟と外国の税の徴収との間の繋がりとは、せいぜい付随的で薄いものである。また、上告人らが挙げる初期の英国の判決は、現在とは異なった根拠に依拠している。そもそも、その初期の頃から、同準則は、決して、外国の税法の執行の全てを禁じていなかった。

本件訴訟は、外国の政策の司法的評価を通じた国際的摩擦の危険を生じない。その訴訟は、連邦議会によって通過させられた法令の執行のために、大統領によって提起された。その選択によって、大統領が、カナダと我が国との関係への強い影響を見積もっており、そして、国際的摩擦の危険をほとんど生じないと結論したと想定してよい。

Plea: The Unfortunate Decline of the Revenue Rule and the Imprudent Extraterritorial Expansion of the American Wire Fraud Statute to Enforce Foreign Tax Law, 37 U. MIAMI INTER-AM. L. REV. 197 (2005); Jason S. Friedman, *Whiskey and the Wires: The Inadvisable Application of the Wire Fraud Statute to Alcohol Smuggling and Foreign Tax Evasion*, 96 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 911 (2006); Ellen S. Podgor, *A New Dimension to the Prosecution of White Collar Crime: Enforcing Extraterritorial Social Harms*, 37 MC GEORGE L. REV. 83 (2006) がある。また、本判決以前の文献として、Bradley R. Wilson, *Subtle Indiscretions? International Smuggling, Federal Criminal Law, and the Revenue Rule*, 89 CORNELL L. REV. 231 (2003-2004) がある。

我々の本法の解釈は、「域外効果 (extraterritorial effect)」を与えない。上告人らは、外国の主権の税徴収に対する詐欺的行為を計画するために、合衆国の州際通信を使用した⁽⁵⁾が、犯罪はその計画の瞬間に完成した。本法は、計画の成功ではなく、計画を処罰している。いずれにせよ、本法は、「州際通商又は外国通商において」実行された詐欺的行為を処罰しており、連邦議会が国内の事柄を考慮しただけの法令ではない。

IV 解 説

1 構成要件該当性

上述のように、本法の客体の範囲については議論があるが、少なくとも、本法にいう「財産」とは、財産的権利と関係する限りでは広く解釈されるべきであり、その意味で、「なにか価値を有するもの」であれば良いと解されている⁽⁵⁾。本判決においても、税の未納付は「カナダ国庫からの資金の横領と同等の経済的損害」を与えるものであるから⁽⁶⁾、税徴収に係る政府の権利は、通信詐欺法の客体としての「財産」にあたる⁽⁷⁾とされた。

このように考えれば、税関におけるアルコール飲料の隠匿輸入及び不申告は、(不作為の) 詐欺的行為による「財産」獲得であると評価し得る⁽⁷⁾。本件においては、そのような行為の「計画」が、電話という「通信コミュニケーション」を利用して行われたといえるから、その限りで、本法の適用に問題はないであろう。

2 歳入準則との関係

(1) 連邦控訴裁判所間における争い

(5) *McNally v. United States*, *supra* note 2, at 358. 同判決に依拠して、*Cleveland v. United States*, 531 U.S. 12, 26-27 (2000) は、州のビデオ・ポーカー使用免許付与権は郵便詐欺の客体に含まれないとした。

(6) これに対して、*Shore*, *supra* note 4, at 227-28 は、個人に対する侵害がないという点で、本法の適用は不適切とする。なお、*United States v. Trapilo*, 130 F.3d 547, 550 n.3 (2d Cir. 1997) においては、密輸行為が誠実さないし公正さに欠けるために、「詐欺的行為」に含まれるとされた。

(7) *See Friedman*, *supra* note 4, at 935-38. *United States v. Boots*, 80 F.3d 580, 585-86 (1st Cir. 1996) においても、何ら積極的な虚偽陳述がなくとも充分であると判示された。

歳入準則とは、「裁判所は他の国の歳入法を執行するための訴訟をしない」という内容を持つものとして、税法の分野で議論されていたが、次第にその射程を拡張⁽⁸⁾、例えば、「合衆国の裁判所は、他国の裁判所により言い渡された税、罰金、又は刑罰の判決の承認又は執行を求められない」と定義されるなど⁽⁹⁾、刑罰の執行についても論じられるようになった。では、本件における他国の税の免脱計画についての訴訟のように、結果として他国による税の徴収を保証することになる場合には、たとえ、それが国内法に基づく刑罰権の執行であつたとしても、訴訟が禁じられるのであろうか。

この問題について、本件以前に、同準則の適用を肯定する判断を下したのが、ブーツ判決である。事案は、ニューヨーク州からメイン州の先住民保留地を通して同地の警察官の手引きの下でカナダへとタバコを密輸し、カナダ政府及びノバスコシア州の税を免脱する計画が州際電話を通じて行われたというものであり⁽¹⁰⁾、被告人らは、通信詐欺法違反及び州法の賄賂罪 (18 U.S.C. § 1952)、並びにこれらを本体犯罪とする共謀罪 (18 U.S.C. §371) に問われた。

第1巡回区連邦控訴裁判所は、次のような理由から、同準則に反する限度で被告人らの有罪判決を覆した⁽¹¹⁾。すなわち、外国の政府からの税の免脱による本法の違反を認定するために外国の税法違反を論ずることは、外国の税法の執行と機能的に等しく、このような国家の主権に関わる問題は外交問題となり得る。したがって、司法部が判断を下すことは、立法部及び行政部の政策判断への干渉となる⁽¹²⁾。

(8) もっとも、Friedman, *supra* note 4, at 929-32 は、同準則は、外国の税法の直接的な執行を禁じているのであって、犯罪行為の訴訟に伴う間接的な執行には適用されないとする。なお、例えば、Attorney General of Canada v. R. J. Reynolds Tobacco Holdings, Inc., 268 F.3d 103, 106 (2d Cir. 2001) は、同準則により、合衆国からカナダへのタバコの密輸による税の免脱計画について、カナダ政府が賠償のための民事の RICO 法訴訟を提起できないとしているが、本判決の射程は、民事的行為にまでは及ばない。

(9) See Restatement (Third) of Foreign Relations Law of the United States §483 (1987) .

(10) ただし、当該警察官は連邦捜査局の指揮の下で捜査を行っていた。United States v. Boots, *supra* note 7, at 583.

(11) なお、保留地における警察官の「誠実な職務」という「無形の権利」に対する詐欺的行為の点については、有罪判決が維持された。Id. at 593.

(12) Id. at 587-88. さらに、密輸対策法 (antismuggling statute, 18 U.S.C. § 546) における、密輸行為の処罰のために相手国の処罰規定の存在を条件とす

これに対して、同準則の適用を否定する判断を下したのが、トラピロ判決である。事案は、ニューヨーク州から先住民保留地を通してカナダへとアルコール飲料を密輸し、税を免脱する計画が州際電話等を通じて行われたというものであり⁽¹³⁾、被告人らは、本法違反を構成要素とする資金洗浄法違反を本体犯罪とする共謀罪（18 U.S.C. §1956(a) (1)-(2), (h)）に問われた。

第2巡回区連邦控訴裁判所は、次のような理由から、ブーツ判決に依拠した原判決を覆し、被告人らを有罪とした。すなわち、本法は、州際ないし外国の情報伝達システムの使用を禁じており、それ以上に、被害者の属性及びその所在地、計画の成功の考慮は要求されていない。本件訴訟の核心は、通信の濫用の有無であって、外国の税法違反の有無ではない。したがって、本法は、外国政府の税収に対する詐欺的行為の計画を適用対象から排除していない⁽¹⁴⁾。

このような中で、本件原判決は、次のような理由から、本件に対する同準則の適用を否定した。すなわち、上告人らが依拠する初期の英国の判決について、同準則について述べた部分は傍論であり、外国の高い関税からの自国の通商の保護を狙ったものであって、適切な先例とはいえない。また、本法は、州際通信が犯罪の助長に使用されることを防ぐという政府の重要な利益の保護を目的としているから、詐欺的行為の客体となる「財産」が外国政府に属していたことは、本件訴訟にとって付随的な事実過ぎない。さらに、立法部により制定された法律により、行政部により起訴が決定された以上、司法部による外交政策への干渉は認められない。したがって、本法は、外国政府の税収に対する詐欺的行為の計画を適用対象から排除していない⁽¹⁵⁾。

(2) 本判決の検討

る相互的規定の存在についても言及されている。See *id.* at 588. この点は、他国の税の徴収に協力するために当該国により司法判断が下されたことを条件とする税条約の存在と併せて、反対意見においても言及されている。Pasquantino v. United States, *supra* note 3, at 374, 380-81. See also Shore, *supra* note 4, at 219-22; Friedman, *supra* note 4, at 944-45. しかし、法廷意見は、密輸の成否を問わずに成立可能な本法の適用を妨げる理由とはならないとした。See also Wilson, *supra* note 4, at 247-48, 252.

- (13) カナダ国内での売上げが銀行を通じて合衆国へ戻され、商品の支払いのために使われた点が、詐欺的行為の計画を促進したとされた。United States v. Trapilo, *supra* note 6, at 549.

- (14) *Id.* at 552-53.

- (15) United States v. Pasquantino, *supra* note 2, 328-31.

法廷意見は、まず、原判決と同様に、同準則の根拠が通商の保護から税法と刑法との強い類似性へと変遷したことに加えて、本法の解釈のためには、本法制定当時の議論状況が参照されるべきであるとし⁽¹⁶⁾、上訴人らの依拠する判決の先例性を否定した。もっとも、そのような、判決の時期に依存した判断よりも、むしろ、それらの判決は間接的に外国の税法の執行となる訴訟を禁じるために同準則を適用したものであり、本件訴訟とは目的が異なるとされた点が注目される⁽¹⁷⁾。

このような考え方は、トラピロ判決や原判決においても見受けられるが、本法による訴訟の主要な目的は何か、という観点から同準則の適用の可否を導くものであって⁽¹⁸⁾、この問題について、一応の基準を示したものといえよう。もっとも、法廷意見のいうように、そもそも、同準則が、外国の税法の執行の全てを禁じるものではなかったとすれば、問題は、訴訟の目的よりも、むしろ、同準則の実質的根拠は何であり、それとの関連で、訴訟が如何なる影響を及ぼすのかという点であろう。

この点について、法廷意見は、他国との摩擦の回避を念頭に置いているようである。すなわち、税の徴収や刑の執行は、いずれも、国家の主権的決定に基づいて行われるべきであり、他国がそれらを執行することは主権への干渉であって許されないと考えられているのであろう。そして、そのような干渉に繋がる決定は、立法部や行政部が、外交問題の一つとして行うことはあり得ても、司法部が裁判において行うべきではない⁽¹⁹⁾。したがって、ここでは、他国の主権に対する干渉と、国内における司法部による他の部門に対する干渉の、二

(16) これに対して、Shore, *supra* note 4, at 205-07 は、それだけでは同準則の排除には不十分とする。

(17) なお、反対意見は、1996年義務的被害者補償法 (Mandatory Victims Restitution Act of 1996, 18 U.S.C. §§3663A-3664) によって、免脱された税金が補償されることから、本件訴訟の目的は外国の税徴収となって同準則に反するとし、また、同法が制定されたことから、議会が本法の拡張適用を予定していなかったことが導かれるとする。Pasquantino v. United States, *supra* note 3, at 382-83. See also Friedman, *supra* note 4, at 944. これに対して、法廷意見は、本件訴訟の目的は犯罪処罰であり、また、先に制定された本法の適用を妨げるような解釈は許されないとする。

(18) See also Wilson, *supra* note 4, at 247-50; Friedman, *supra* note 4, at 933.

(19) Shore, *supra* note 4, at 207-11 も、このような観点から法廷意見を批判している。

つの点が問題となっている⁽²⁰⁾。

このような考え方は、ブーツ判決や原判決においても見受けられるが、ブーツ判決が国内における干渉を認めたのに対して、原判決及び法廷意見は、立法部及び行政部による立法時及び訴追時の関与を根拠に、それを否定した⁽²¹⁾。しかし、このような関与で足りるのであれば、およそ干渉が認められる余地はないようにも思われる。この点、反対意見は、本法が外国法の参照を含まないことから、立法部が行政部に政策決定を委ねたという連邦議会の明らかな言明が欠けていると批判するが⁽²²⁾、これに対しては、本法の目的に鑑み、特別な除外規定が存在しない以上、むしろ、立法部の本法による訴追の意図が認められるという指摘もある⁽²³⁾。

いずれにしても、たとえ、国内における干渉の問題が回避されたとしても、他国との摩擦が生じる可能性は残されている。訴訟の目的を指摘するだけでは、この点は解決されない。

3 「域外効果」

反対意見は、本件における「財産」損害の有無や量刑の判断は、「計画」が成功した場合のカナダの税法に照らした違法性や、それによる被害額に依存している、ということを指摘する。その意味で、外国での税の免脱「計画」に対する国内法の適用が、実質的には国内法の「域外効果」を認めることになるともいえる⁽²⁴⁾。

(20) さらに、裁判所の外国法についての判断能力の欠如も問題とされるが、法廷意見は、連邦刑事訴訟規則26.1条が、証拠要件の緩和により手続法的な援助を与えているとした。See also Friedman, *supra* note 4, at 934. 実際に、税の免脱額については税関職員の証言のみによって認定されている。なお、Wilson, *supra* note 4, at 256-57, 259-62 は、密輸対策法が存在を、Friedman, *supra* note 4, at 934-35 は、逃亡犯罪人引渡条約の存在を根拠に、裁判所の能力に対する懸念を否定している。

(21) Friedman, *supra* note 4, at 933-34 も、行政部による訴追時の関与を指摘している。

(22) Pasquantino v. United States, *supra* note 3, at 378-79. さらに、Shore, *supra* note 4, at 202-04は、マクナリー判決後の議会の立法動向や、税条約の締結と対比しても、歳入準則を排除する立法部の明示の意思は認められないとする。なお、Friedman, *supra* note 4, at 942-43 は、本法の適用の排除を、厳格解釈の原則との関係において基礎づける。

(23) Wilson, *supra* note 4, at 251-53.

しかし、本法の違反には、国内における州際通信の利用による「詐欺的行為の計画」があれば足り、「計画」の成功は必要とされていない⁽²⁵⁾。すなわち、本法は、いわば詐欺的行為の予備罪の規定であるといえるから、その前提として、課税の事実自体の証明は必要であるとしても⁽²⁶⁾、あくまでも、国内における「計画」をもって犯罪が既遂に達するのであり、ここでは、国内犯としての適用が行われているに過ぎない。

もっとも、このような説明は、実質的な「域外効果」の懸念に応えるものとはいえない。確かに、法廷意見がいうように、本法が、「外国通商において」行われる詐欺的行為の「計画」をも処罰していることから、「域外効果」が最初から予定されていたともいえる。しかし、この点については、自国に対する害の発生を根拠とする適用範囲の拡張を示すものに過ぎないという指摘もあり⁽²⁷⁾、一般的に「域外効果」を認めたものとまではいえないであろう。

V おわりに

以上のように、本件においては、歳入準則の適用の可否が問題とされた。同準則の適用においては、他国との摩擦の回避という観点から、その政策的妥当性が論じられるべきである。本判決においては、この点が回避されたが、裁判所として、立場を明らかにする途もあるように思われる。

さらに、本件においては、国内法の域外適用にあたるという懸念が示された。これは、本体犯罪地国にこそ処罰関心が存在するという認識から⁽²⁸⁾、その計画段階を処罰する本法の妥当性について疑問が示されたものともいえる。いずれにしても、本法のように、外国法による違法性判断の考慮が必要な規定

(24) *Pasquantino v. United States*, *supra* note 3, at 375-77. *See also* Shore, *supra* note 4, at 223-24; Friedman, *supra* note 4, at 938-39; Podgor, *supra* note 4, at 100-01.

(25) *United States v. Trapilo*, *supra* note 6, at 552.

(26) この点、本件と同様の事例について、*United States v. Pierce*, 224 F.3d 158, 166 (2d Cir. 2000)は、カナダにおける課税の証明がなかったとして、原審の有罪判決を破棄した。

(27) Shore, *supra* note 4, at 203; Friedman, *supra* note 4, at 941.

(28) 反対意見は、カナダの税法に違反した合衆国市民は、カナダに引き渡され得ると指摘する。*Pasquantino v. United States*, *supra* note 3, at 375. *See also* Shore, *supra* note 4, at 229.

については、法律主義や責任主義との関係で、さらなる検討が必要である。

(渡邊卓也)